

入札に関する質疑

件名	(コンサル) 7421_上郷・河原口地区及び市役所西側地区事業化検討業務委託	
受付日	質疑	回答
6/16	<p>1</p> <p>1) 業務内容(1) 既往業務等の把握・整理で、「第8回線引き見直しに係る各種業務等を総合的に把握・整理」とあるが、これは貸与資料にある「線引き見直し等業務成果品」以外に貸与される資料があるということでしょうか。</p> <p>2) 業務内容(5) まちづくり基本構想素案の検討・策定で、「基本構想素案図について、複数案を提案すること」とあるが、具体的に各地区何案検討する必要があるのでしょうか。</p> <p>3) 業務内容(6) 土地利用意向調査の実施で「土地所有者等」とは土地所有者以外にどの権利者を想定していますでしょうか。 (建物所有者、借地権者、借家人・・・) 上郷・河原口地区及び市役所西側地区事業化検討業務委託</p> <p>4) 業務内容(6) 土地利用意向調査の実施においては、業務内容(1)～(5)までの基本構想素案を提示するのではなく、過去の意向調査や8回線引きの検討状況等を踏まえて意向調査する。という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>1) 線引き見直し等業務成果品のほか、市で実施した説明会、意向調査等の資料について貸与します。</p> <p>2) 仕様書第19条(1)から(4)までの業務をふまえ、受注者にて必要な提案数を検討し、監督員との協議により決定します。</p> <p>3) 意向調査は原則として土地所有者を対象に実施しますが、土地所有者への連絡が困難な場合(高齢、海外居住等)などに、親族等に対して行うことを想定しています。</p> <p>4) 貴見のとおりです。</p>